

調達件名：財務省のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築及び保守

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
1	意見	01_調達仕様書	10	6	2	ス	1	ス「打合せ等の議事録は、打合せ後、翌営業日以内に受注者にて作成・提示し、その後担当職員の承認を得ることとし、その他当庁との確認事項のやり取りについても、受注者にて文書に記録し、担当職員の承認を得ること。」と記載がございますが、以下のように変更いただけないでしょうか。 変更案) 「…打合せ後、2営業日以内に受注者にて作成・提示し、その後担当職員の承認を得ることとし、その他当庁との確認事項のやり取りについても、受注者にて文書に記録し、担当職員の承認を得ること。」	貴庁との認識齟齬を減らし、円滑なプロジェクト遂行に繋げるため。 打合せ実施時間が18:00以降での開催となる場合、議事録の品質担保をする上では、翌営業日提出の場合、リードタイムが短くなってしまふ場合もあるため。	ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。
2	意見	01_調達仕様書	15	6	3	ク(ア)	1	ク「受注者は、会議終了後結論や双方の課題をまとめた議事録を翌営業日中に作成し、担当部署の承認を受けること。」と記載がございますが、以下のように変更いただけないでしょうか。 変更案) 「受注者は、会議終了後結論や双方の課題をまとめた議事録を2営業日以内に作成し、担当部署の承認を受けること。」	貴庁との認識齟齬を減らし、円滑なプロジェクト遂行に繋げるため。 打合せ実施時間が18:00以降での開催となる場合、議事録の品質担保をする上では、翌営業日提出の場合、リードタイムが短くなってしまふ場合もあるため。	ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。
3	意見	01_調達仕様書	22	7	1	エ(イ)	3	(イ)「プロジェクト管理者(プロジェクトマネージャ)の条件として、「ii 5年以上のプロジェクト管理経験を有する、かつ、プロジェクト管理に関する次のいずれか又は相当する資格を有すること。」と記載がございますが、以下のように変更いただけないでしょうか。 変更案) 「ii 10年以上のプロジェクト管理経験を有する、もしくは5年以上のプロジェクト管理経験を有する、かつ、プロジェクト管理に関する次のいずれか又は相当する資格を有すること。」	資格保有者のみの場合、要員工数の単価が上がり、初期コストに影響が出るため。	検討の結果、原案のとおりとします。
4	意見	02_別添資料1.要件定義書	9	2	3	個別意見招請	4	【個別意見招請】 職員数が極端に少ない拠点のWAN構成(オーバーレイ)について、構築費用及び保守費用の観点でどちらが優位であるか、理由と共にご意見をいただきたい。 案1:他拠点と同じSD-WAN機器で統一して構成する。 案2:少人数拠点用に、例えばIPsecルータなど安価な機器を用意して構成する。 GSSの場合、今後の拡張性(他の組織との共有利用など)を考慮する必要があると認識しております。そのため拡張性を考慮すると案1のとおりSD-WAN機器での統一が良いと考えられます。また、本案件では全8拠点のうち、小規模拠点が2拠点ということになるため、IPsecルータなどの安価な機器としても費用的な優位性というものがそこまで大きな差は出ないのでは無いかと考えられます		ご意見を踏まえ、案1で対応いたします。
5	意見	02_別添資料1.要件定義書	15	2	4	エホ)C	2	「C EntraIDにて認証したユーザーに対して発行されたトークンをGraphAPI等にて継続的アクセス評価(以下CAEとする)し、トークンの失効が生じた場合は、ユーザーに紐づく端末に対して、IPv4及びIPv6アクセス制御の実施、及び、APが有線LAN(レイヤー2)へのブリッジ先VLAN番号の変更を実施できること。」との記載がございますが、以下のような内容でのご提案も可能なご要件に変更いただけないでしょうか。 CAE機能を利用したトークン失効確認方式を推奨のご要件としていただき、同提案が困難な場合は、代替案として、マイクロソフト社が定義するPRTトークン無効4要件、もしくはOIDCによるリフレッシュトークン等の状態をGraphAPI等にて継続的に確認し、いずれかが失効した際に同等の通信制御を実施することも可能とすること。	仕様を満たすことのできる機器メーカーが限定的になることを防止し、入札の公平性を保つため。	ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。
6	意見	02_別添資料1.要件定義書	15	2	4	エホ)D	2	「D 接続中のデバイスに紐づくIntune Device IDによるコンプライアンス準拠をGraphAPIやNAC API等にて継続的にチェックし、非準拠・準拠の状況に応じて、IPv4及びIPv6アクセス制御の実施、及びAPが有線LAN(レイヤー2)へのブリッジ先VLAN番号の変更を実施できること。」との記載がございますが、コンプライアンス準拠の確認につきまして、以下のような内容でのご提案も可能なご要件に変更いただけないでしょうか。 「コンプライアンス準拠の確認については、Intune Device IDを利用したIntuneとの直接連携に加え、Entra ID Device IDを利用したEntra IDを介した確認も可能であること。Graph API等を用いて継続的にチェックすることを前提に、両方式を対象とすること。」	仕様を満たすことのできる機器メーカーが限定的になることを防止し、入札の公平性を保つため。	検討の結果、原案のとおりとします。
7	意見	02_別添資料1.要件定義書	15	2	4	エホ)E	2	「E 前項における「継続的にチェック」とは、以下のように定める要件をみだすこととする 1) 項Cにおいて、CAEにより発生するイベントに応じて、アクセストークンが失効した場合、以下の目標以内に追従できること。」との記載がございますが、継続的なチェックに関しては、以下のような範囲でのご提案を可能とするご要件に変更いただけないでしょうか。 「CAEによるイベント検知に限定せず、トークンの失効や無効化に関する複数の条件を対象とすることで、一定の追従目標を満たすこと」	仕様を満たすことのできる機器メーカーが限定的になることを防止し、入札の公平性を保つため。	ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。
8	意見	02_別添資料1.要件定義書	17	2	6	キ	1	「…なお、拠点内の大規模なレイアウト等変更が発生する場合は、当庁と対応について協議を行うこと。」との記載がございますが、以下のように変更いただけないでしょうか。 変更案) 「…なお、拠点内のレイアウト等変更が発生する場合は、当庁と対応について協議を行うこと。」	レイアウトの内容によっては、規模によらず貴庁とご要件の精査が必要になるため。	記載のとおりとします。できる限り閲覧資料にて提示する予定ですが、レイアウト変更の対応については、計画的に実施できるよう協議いたします。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
9	質問	O1_調達仕様書	3	1	5	-	1	図2 想定作業スケジュールにおいて、令和8年12月に先行拠点のLAN工事を想定されておりますが、本調達の対象となる拠点の内、1拠点のみの想定でよろしいでしょうか。	作業内容の精査のため。	「O3-1_別添資料1_別紙1_拠点一覧」の拠点番号1「財務省本庁舎」のフロアの一部と4「九段第3合同庁舎」のフロアの一部を想定しております。詳細については、閲覧資料をご確認ください。
10	質問	O1_調達仕様書	3	1	5	-	1	図2 想定作業スケジュールにおいて、令和9年1月から端末配布をご予定されておりますが、先行配布は、令和9年1月より先（先行拠点のLAN工事時期）に実施されるという想定でよろしいでしょうか。	作業内容の精査のため。	ご認識のとおりです。
11	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	5	2	3	ウ	1	◆対象箇所： 「(イ) オーバレイ集約機器は、受注者が整備する相互接続集約ネットワーク機器に対して、10GbE 又は 25GbE により冗長性をもって接続すること。」 ◆質問内容： 別添資料1_別紙2の拠点タイプAについては、オーバレイ集約機器の記載がないため、本案件では拠点タイプBの拠点のみ考慮が必要という認識でよろしいでしょうか。	作業内容の精査のため。	ご認識のとおりです。
12	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	6	2	3	エ	1	◆対象箇所： 「(イ) オーバレイ拠点機器は、以下の要件を満たすこと。 D 別紙1 において冗長構成を指定された拠点を除き、冗長構成としなくともよい。」 ◆質問内容： こちらで定義されている冗長とは、別添資料1_別紙1に記載の想定回線（正）を集約する機器と、想定回線（副）を集約する機器の2台での冗長という理解でよろしいでしょうか。	ご要件を正しく理解するため。	「別添資料1_別紙2_各拠点のネットワーク構成イメージ図」のとおりとなります。
13	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	10	2	4	イ AP及びWLC部の技術要件 (ク)	1	◆対象箇所： 「(ク) AP は、標準 AP と高性能 AP の2種を定め、標準 AP での整備を必須とし、利用密度が高いエリア等においては、高性能 AP の提案を推奨する。」 ◆質問内容： 利用密度が高いエリア等を把握することができる資料などを資料閲覧等で確認することは可能でしょうか。	ご提案内容を精査するため。	可能です。
14	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	11	2	4	ウ	1	◆対象箇所： 「エッジスイッチは、収容する AP の稼働に必要な電力供給をできなければならない。また、AP 数及び、複合機等に必要有線の数、基幹部やフロアスイッチへのアップリンクを考慮し、エッジスイッチのポート数を決定しなければならない。」 ◆質問内容： 無線AP以外に必要な有線ポート数は、別添資料1_別紙1の「接続確認が必要時な複合機・プリンタ等数」を参考に試算するものと認識しております。各拠点のフロアごとの必要有線ポート数もご教示いただけないでしょうか。	機種選定のため。	各拠点フロア毎に複合機・プリンタの大きな位置を示した閲覧資料を準備しておりますのでご参照ください。
15	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	11	2	4	ウ	1	◆対象箇所： 「また、各省庁が既存のネットワークに GSS では整備を行わない各種個別のシステム（以下「個別システム」という。）が整備されている。既存ネットワークに接続されている個別システムは、GSS-NWに移行後もその接続を行えるように整備する必要がある。個別システムの接続については、当庁が別紙1にて指示する場所に 24 ポートスイッチ（SW）を冗長化して、基幹部に接続し配置すること。また、個別システムを当該スイッチに接続する作業は、各省庁によって実施されることに留意すること。」 ◆質問内容： 個別システムの数量、各個別システムと本案件にてご用意する個別システム接続用スイッチとの接続要件（インターフェイスの規格と、本案件にて接続用のケーブルの用意も必要になるのか）について、ご教示いただけないでしょうか。	機種選定のため。	契約後、詳細設計時において協議することとなります。
16	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	12	2	4	ウ(イ)B	1	◆対象箇所： 「B（中規模拠点）：10Gbase-LR 以上かつ冗長構成にて接続すること。当庁は、拠点 GW 機器において、拠点GW機器からの 10Gbase-LR 以上を接続するためのモジュールを整備する。」 ◆質問内容： 別添資料1_別紙1に記載の中央合同庁舎4号館と、九段第3合同庁舎は中規模拠点ではあるものの、メティアタイプが1G-LXとなっております。別添資料1_別紙1を正とする理解でよろしいでしょうか。	機種選定のため。	ネットワーク構成については、想定機器数や閲覧資料を踏まえ、事業者の提案によりますのでご承知おきください。なお、拠点規模は、（注1）にもごさいますようにGSS端末利用者数に応じたものとなっております。
17	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	25	4	(付録A)	オ(イ)	1	◆対象箇所： 「…ラックでの消費電力は、4kVA 以下でなければならない。この電力を超える場合は、当該 DC の利用はできない点に留意すること。」 ◆質問内容： 前頁（24）のオ（ア）を拝見すると、一次電源工事が実現できれば、4kVA以上もご提案の範囲になるように読み取れますが、ご提案構成としてはラック消費電力を4kVA以下にすることが望ましいという理解でよろしいでしょうか。	機種選定のため。	ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。
18	質問	O4_別添資料2. SLA項目一覧	6	3	4	-	1	◆対象箇所： 表3 項番5及び9の「セキュリティ障害」 ◆質問内容： セキュリティ障害は、受注者起因と、受注者起因以外の2つの観点があると思われませんが、当該項目は2つの観点が含まれるという認識でよろしいでしょうか。	ご要件を正しく理解するため。	ご認識のとおりです。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
19	質問	04_別添資料2. SLA項目一覧	6	3	4	-		◆対象箇所： 表3 項番8「DC拠点など」と「整備拠点」 ◆質問内容： 本案件において、対象となる拠点はTYO8、OSA2及び別添資料1_別紙1_拠点一覧に記載の8拠点が該当になると認識しておりますが、TYO8とOSA2が「DC拠点など」に該当し、それ以外の別添資料1_別紙1_拠点一覧に記載の8拠点は、「整備拠点」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご要件を正しく理解するため。 また、運用時の要員計画に関係するため。	ご指摘を踏まえ記載を修正しました。
20	意見	(入札説明書)	-	-	-	-	1	他省庁向けの評価審査基準で「賃上げの実施を表明した企業等」の項目があり、「契約を行う予定の会計年度に開始する参加者の事業年度または契約を行う予定の暦年※2、3において」との記載があります。提案書提出や入札時期が3月や4月となる場合、令和8年度の賃上げが該当することになりますが、賃上げの予算措置やトップの意思にかかわらず、一般的に春闘終了までは組合との関係で正式表明は困難となります。この点を鑑み令和7年度実績でも評価基準に該当するとしていただきたい。	評価の公正の観点から再検討いただきたいため。	今般の意見招請の対象外ですので、回答は差し控えていただきます。
21	意見	02_別添資料1. 要件定義書	9	2	3	個別意見招請	4	職員数が極端に少ない拠点のWAN構成（オーバーレイ）について、構築費用及び保守費用の観点でどちらが優位であるか、理由と意見をいただきたい。 【案1：他拠点と同じSD-WAN機器で統一して構成する。】を推奨いたします。	機器単体の費用を考えると安価なIPsecサーバでの構築も可能と考えます。 しかしながら、導入する機種が増えると設計費用が増加する1機種から2機種に増えると検討する内容も2倍になります。 また、保守費用に関しても同様で機器単体の保守費は安価な製品の方が価格を抑えることができますが、保守部材を2機種準備することでトータル的にはそれほどの効果はえられないと考えております。 案2の場合の懸念点 ・設計構築評価工数の増加 設計ポリシーが2種類となるため、NW設計/運用保守設計/評価で2パターンを考慮する必要があります。 ・機能仕様の実現 機能仕様に含まれるL2エクステンションを実現するためにオーバーレイネットワークの構築を予定している。 単なるIPSecのみの利用では実現が困難であるため、フィジビリティの確認 含めて検討工数が増加する。 ・保守費用の増加 2種類の保守機材配備/障害切り分けが必要となり、保守費用増加の可能性が有る	ご意見を踏まえ、案1で対応いたします。
22	質問	01_調達仕様書	3	1	5	-	1	スケジュールで、GSS接続のための動作確認試験が事前に必要と思います。GSS端末は何月～利用可能でしょうか？利用時期に合わせて、接続試験のスケジュールを考慮したいと考えています	接続試験は端末が利用可能になってから実施できるため、利用開始時期を把握することで試験計画を前倒しで準備でき、スケジュール遅延を防ぐため。	現時点においては、令和9年1月中を想定しております。
23	質問	01_調達仕様書	3	1	5	-	1	個別業務システムとの接続とテストは、個別システム業者主体での認識しております。本案件では、個別システムとの接続に係るインタフェースの調整、設計を実施し、動作確認は個別システム側で実施する認識で問題ないでしょうか？	本調達範囲と個別システム側の責任分担を明確化することで、作業範囲の誤認や追加費用発生を防ぐ。見積もり精度向上のため。	ご認識のとおりです。 詳細については、個別システム事業者と責任分界点を明確にし、対応することとなりますのでご留意ください。
24	質問	01_調達仕様書	3	1	5	-	1	スケジュールでは、回線の引込作業が本作業外に見受けられます。GSSセンターと接続する回線は調達範囲外の認識で問題ないでしょうか？	回線準備が本調達に含まれるか否かで、コストとスケジュールに大きな影響があるため。責任範囲を明確化する必要があるため。	別添資料1要件定義書の（付録A）をご参照ください。
25	質問	01_調達仕様書	3	1	5	-	1	SD-WANを構成する上で、必要に応じOrchestor機能を提供する上でGSSデータセンターからクラウド上のサービスを利用する必要があります。その際に必要となる回線も、準備願える認識でよろしいでしょうか？	クラウド接続回線の準備が誰の責任かを確認しないと、構成要件を満たせない可能性がある。設計・構築計画に直結するため。	ご認識のとおりです。
26	質問	01_調達仕様書	3	1	5	-	1	借入・保守の開始がR95月となっているが、その間にGSS端末展開時の問合せ対応等は、本調達に含まれる認識でよいのか？問い合わせ対応を本調達範囲とするのであれば、対応時間等例えば平日9:00～17:00ベストエフォートで可など、詳細を記載をお願いしたい	問い合わせ対応が調達範囲に含まれる場合、対応体制や時間を明記する必要があります。運用負荷とコスト見積もりに影響するため。	GSS端末に関する問合せ対応は、本調達の対象外です。
27	質問	01_調達仕様書	16	6	4	-	1	GSS運用事業者と保守のSOWはありますでしょうか。	引継ぎに、保守業務手順を引き継ぐとの記載があり、SOW整理が必要と理解したため。	SOWはございません。
28	質問	01_調達仕様書	4	2	1	-	1	図3にリモートGSS端末の記載がありますが、モバイルアクセスサービスを介しての通信になりますでしょうか。	拠点との接続をするためのモバイルアクセスサービス網に接続するような構成になっているため、各リモート場所に回線を用意することになるのか確認をしたいため。	各リモート場所に回線を用意する必要はございません。
29	質問	01_調達仕様書	17	6	5	ア	1	当庁は、次に掲げる事由が発生又は判明した場合には、GSSの見直しを検討することがあるため、受注者は当庁の求めに応じ支援を行うこと。 上記の記載があるが、以降の内容によっては、再設計や機器の交換が発生する可能性があります。その際には、別途実行においては、別見積もり等考慮願えるという認識でよいでしょうか？	再設計や機器交換が発生した場合、追加費用の扱いを事前に確認しないと契約リスクが高まるため。契約条件の明確化が必要と考えます。	ご認識のとおりです。
30	質問	01_調達仕様書	18	6	6	エ（ア）	1	当庁において、担当職員が受注者立会いの上、試験運用を実施後、本業務に係る検収を実施する。 上記の記載があるが、試験運用の時期はいつ頃を想定していますか？ 図2 作業想定スケジュールに記載がないため確認です。	試験運用は検収前の重要工程であり、スケジュールに含まれないと全体計画に影響します。リソース確保のため時期確認が必須のため。	試験運用は、受注者において先行拠点構築し、当庁においてGSS端末を職員に先行配付した後に実施可能と考えております。 具体的には、令和9年1月以降を想定しております。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
31	質問	01_調達仕様書	18	6	6	オ(ウ)	1	必要に応じて、事前検証等を実施すること 上記記載があるが、事前検証を行うためには、検証環境が必要です。検証環境の準備も本調達の範囲として準備する認識でよいでしょうか？	検証環境が調達範囲に含まれるので、追加作業や費用が発生する可能性があります。責任範囲を明確化する必要ありと考えます。	ご認識のとおりです。
32	質問	01_調達仕様書	27	7	6	イ(ア)	1	受注者は、当庁等が実施するセキュリティ監査、セキュリティ診断等を受けること。 上記の記載があるが、セキュリティ監査はいつ頃予定されていますか？	監査時期により、構築工程や運用開始前の対応計画が変わります。監査準備のためスケジュール把握が必要と考えます。	当庁等が実施するセキュリティ監査、セキュリティ診断等の実施時期は未定ですが、受注者と協議の上、実施いたします。
33	質問	01_調達仕様書	28	7	6	イ(イ)	1	セキュリティ監査、セキュリティ診断等の結果、指摘事項があった場合、監査人による改善提案等に基づき、担当職員と協議の上、改善案の作成及び改善を行うこと。 上記の記載がありますが、実施時期等を明記願います。構築期間か、運用保守期間か記載をお願いします。見積もりの際に必要となります。	改善対応が構築期間か運用期間かで、工数と費用が変わります。見積もり精度向上のため明記が必要と思われます。	セキュリティ監査、セキュリティ診断等の結果、指摘事項があった場合の実施時期は、指摘の内容に応じて、受注者と協議の上、実施いたします。
34	質問	01_調達仕様書	31	7	8	キ(ウ)	1	(ウ) 受注者における遂行責任者は再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。とありますが、この事業遂行者とは統括責任者とプロジェクト管理者との理解でよいでしょうか？	プロジェクト体制の確立/要員アサインを適切に実施したいため	本記載は、受注者が再委託先を含め、本調達において受注者としての責任を負うことができる実質的な遂行体制を構築することを期待したものととなります。 名目上、統括責任者とプロジェクト管理者を配置すればよいということではありません。
35	質問	02_別添資料1.要件定義書	10	2	4	イ AP及びWLC部の技術要件 (オ)	1	「東京―大阪間の切り替えは、当庁の判断により実施」とありますが、自動切替を実装してはいけないという理解でよいでしょうか。	設計考慮する必要があるため。	ご指摘を踏まえ、より明確に記載を修正いたします。
36	質問	02_別添資料1.要件定義書	12	2	4	ウ	1	「当庁が別紙1にて指示する場所に 24ポートスイッチ(SW)を冗長化して、基幹部に接続し配置すること」とありますが、別紙1のどの列が該当しますでしょうか。	資料理解のため。	W列「想定個別システムポート数」が該当いたします。
37	質問	02_別添資料1.要件定義書	12	2	4	ウ(イ)B	1	基幹部と拠点GW機器間の接続について中規模拠点では、「拠点GW機器からの10Gbase-LR以上を接続するためのモジュールを整備する」とありますが、別紙1では、1G-LXとなっています。どちらが正しい情報になりますでしょうか。	構成把握のため。	ネットワーク構成については、想定機器数や閲覧資料を踏まえ、事業者の提案によりますのでご承知おください。なお、拠点規模は、(注1)にもごさいますようにGSS端末利用者数に応じたものとなっております。
38	質問	02_別添資料1.要件定義書	15	2	4	ウ	1	有線LANの機器認証、利用者認証の必須組み合わせが記載されていますが、Wi-Fiファーストの考えの元、左記認証が必要な有線LAN機器がない場合は実装不要という考えでよいでしょうか。	認証構成理解のため、	要件定義書の記載のとおり、有線LAN機器・無線LAN機器いずれにおいても実装は必要です。
39	質問	02_別添資料1.要件定義書	16	2	5	イ(カ)	1	統合管理監視システムで得られた情報をSyslog等の形式で外部の稼働監視システムやSIEM等の統合脅威監視管理システムと連携できること。 上記の記載があるが、統合監視システムで得る情報について、具体的に記載願いたい	SIEM連携やログ変換作業の有無で、工数とコストが変わります。事前確認で見積もり精度を高めるため。	ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。
40	質問	02_別添資料1.要件定義書	16	2	5	イ(ケ)B	1	ログデータは当庁が指定するフォーマットに従うこと。 上記の記載がありますが、フォーマットを事前に確認することは可能でしょうか？見積もり上、ご指定のフォーマットに変換する作業の見積もりをする必要があります。	SIEM連携やログ変換作業の有無で、工数とコストが変わります。事前確認で見積もり精度を高めるため。	閲覧資料を準備しておりますのでご確認ください。
41	質問	02_別添資料1.要件定義書	17	2	5	イ(ケ)C	1	ログデータは当庁が指定するフォーマットに従うこと。 上記の記載がありますが、フォーマットを事前に確認することは可能でしょうか？見積もり上、ご指定のフォーマットに変換する作業の見積もりをする必要があります。	SIEM連携やログ変換作業の有無で、工数とコストが変わります。事前確認で見積もり精度を高めるため。	閲覧資料を準備しておりますのでご確認ください。
42	質問	03-1_別添資料1_別紙1_拠点一覧	1	-	-	-	1	税関研修所は、拠点規模：中ですが、想定コアスイッチ/想定フロアスイッチが0になっています。 拠点規模：小と同じネットワーク構成を想定していますでしょうか。	拠点ネットワーク構成理解のため。	ネットワーク構成については、想定機器数や閲覧資料を踏まえ、事業者の提案によりますのでご承知おください。なお、拠点規模は、(注1)にもごさいますようにGSS端末利用者数に応じたものとなっております。
43	意見	01_調達仕様書	10	6	2	ス	1	【書類上の記載】プロジェクト実施に当たっての前提条件 ス 打合せ等の議事録は、打合せ後、翌業務日以内に受注者にて作成・提示し、その後担当職員の承認を得ることとし、その他当庁との確認事項のやり取りについても、受注者にて文書に記録し、担当職員の承認を得ること。 【意見】 打合せ等の議事録について、作成・提示期間を2営業日以内へ緩和いただけますでしょうか。	貴庁との認識齟齬を減らし、円滑なプロジェクト遂行に繋げるため。 (打合せ実施時間が18:00以降での開催となる場合、翌営業日提出までのリードタイムが短いため、議事録の品質を担保することは困難であると考えております。)	ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。
44	意見	01_調達仕様書	15	6	3	ク(ア)	1	【書類上の記載】システム設計・構築・試験までの実施作業内容 ク(ア) 受注者は、会議終了後結論や双方の課題をまとめた議事録を翌業務日中に作成し、担当部署の承認を受けること。 【意見】 報告会議事録について、作成・提示期間を2営業日以内へ緩和いただけますでしょうか。	貴庁との認識齟齬を減らし、円滑なプロジェクト遂行に繋げるため。 (打合せ実施時間が18:00以降での開催となる場合、翌営業日提出までのリードタイムが短いため、議事録の品質を担保することは困難であると考えております。)	ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
45	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	2	1	5	-	4	<p>【書類上の記載】1.5 スケジュール上の留意点 別紙1で示す拠点情報は令和7年7月現在の情報であり、今後、拠点の統廃合や接続方法が契約期間中において変更される可能性がある。これらの変更については、本契約内で対応することとし、未確定要素がある場合は、その要素に限り省いて考慮すること。例えば、移転先住所が未定で、定めがない場合、機材など移動に伴う経費は省く。他方、移転先規模が同等であれば、その他の経費については、部屋数、機器構成なども同等を想定して、経費を想定すること。 当庁は、予期できない変更・保守経費に対して、応札時の見積単価を根拠として協議することを想定している点に留意すること。 また、契約期間中において、大規模な拠点の統廃合や接続変更が発生する場合は、当庁と対応について協議を行うこと。</p> <p>【意見】 入札公告が出る際に、判明している統廃合や移転計画などの情報を閲覧資料に記載いただけますでしょうか。</p>	現在判明している計画を元に拠点情報を整理し、工事工数や必要な経費を明確にするため。	入札公告時に判明している情報については、閲覧資料に記載いたします。
46	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	9	2	3	個別意見招請	4	<p>【書類上の記載】2.3 オーバーレイネットワークシステム オ 【個別意見招請】 職員数が極端に少ない拠点のWAN構成（オーバーレイ）について、構築費用及び保守費用の観点でどちらが優位であるか、理由と共にご意見をいただきたい。 案1：他拠点と同じSD-WAN機器で統一して構成する。 案2：少人数拠点用に、例えばIPsecルータなど安価な機器を用意して構成する。</p> <p>【回答】 案1が優位であると考えます。 以下に、構築観点と保守観点で回答します。</p> <p>■案1：SD-WAN機器で統一 <優位性> ・保守の一元化：全拠点で同一機器・同一OSを採用するため、障害対応や設定変更が標準化され、運用負荷が低い。 ・セキュリティ、機能面：SD-WANはゼロトラストや集中管理に対応しやすく、ポリシー適用や監視が統合可能である。 ・将来拡張性：拠点追加や構成変更時と同じ仕組みで対応できるため、長期的な運用コストを抑制できる。</p> <p><懸念点> ・費用：初期導入コストは案2より高い（機器単価が高い）。 ・性能：少人数拠点ではオーバースペックになる可能性がある。</p> <p>■案2：IPsecルータなど安価な機器 <優位性> ・初期費用が安価：機器単価が低く、導入コストを抑えられる。 ・シンプル構成：小規模拠点に必要な最低限の機能で対応可能である。</p> <p><懸念点> ・保守の複雑化：異なる機器・OSが混在するため、障害対応や設定変更時に手間が増える。 ・管理コスト増：集中管理が難しく、セキュリティポリシーの統一や監視に追加工数が発生する可能性がある。 ・将来の互換性リスク：SD-WAN全体のポリシー変更時に非対応機器がボトルネックになる可能性がある。</p>	短期的なコストでは案2が安価ですが、トータルコストを考慮すると案1が優位と考えます。加えて、貴庁案件としては、保守性・セキュリティ・標準化が重視されると思われますので、案1が適していると考えます。	ご意見を踏まえ、案1で対応いたします。
47	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	11	2	4	ウ	1	<p>【書類上の記載】有線LAN部（基幹部・末端部）の概要 また、各省庁が既存のネットワークにGSSでは整備を行わない各種個別のシステム（以下「個別システム」という。）が整備されている。既存ネットワークに接続されている個別システムは、GSS-NWに移行後もその接続を行えるように整備する必要がある。個別システムの接続については、当庁が別紙1にて指示する場所に24ポートスイッチ（SW）を冗長化して、基幹部に接続し配置すること。また、個別システムを当該スイッチに接続する作業は、各省庁によって実施されることに留意すること。</p> <p>【意見】 別紙1_拠点一覧を確認すると、個別システム接続ポート数が6となっています。拡張性を考慮しても24ポートは不要と考えるため、「接続するポート数に応じたポートを具備するスイッチ」等への変更をご検討いただけないでしょうか。</p>	今回の仕様要件では、24ポートスイッチだとオーバースペックとなるため、貴庁の必要予算が増加すると考えております。そのため、24ポートスイッチの機器を選定することで貴庁の必要予算が増加すると思われるため。	検討の結果、原案のとおりとします。
48	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	15	2	4	エホ)C	1	<p>【資料上の記載】工 認証認可処理部の要件 EntraIDにて認証したユーザーに対して発行されたトークンを GraphAPI 等にて継続的アクセス評価（以下 CAE とする）し、トークンの失効が生じた場合は、ユーザーに紐づく端末に対して、IPv4 及び IPv6 アクセス制御の実施、及び、AP が有線 LAN（レイヤー2）へのブリッジ先 VLAN 番号の変更を実施できること。</p> <p>【意見】 CAE機能を利用したトークン失効確認方式を推奨要件とし、同方式の提案が困難な場合は、マイクロソフト社が定義するPRTトークン無効4要件、もしくはOIDCによるリフレッシュトークン等の状態をGraphAPI等にて継続的に確認し、いずれかが失効した際に同等の通信制御を実施することを要件に追加いただけますでしょうか。</p>	幅広い製品選定と、要件の明確化のため。	ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。
49	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	15	2	4	エホ)D	1	<p>【資料上の記載】工 認証認可処理部の要件 接続中のデバイスに紐づく Intune Device ID によるコンプライアンス準拠を Graph API や NAC API 等にて継続的にチェックし、非準拠・準拠の状況に応じて、IPv4 及び IPv6 アクセス制御の実施、及び AP が有線 LAN（レイヤー2）へのブリッジ先 VLAN 番号の変更を実施できること。</p> <p>【意見】 コンプライアンス準拠の確認については、Intune Device IDを利用したIntuneとの直接連携に加え、Entra ID Device IDを利用したEntra IDを介した確認も可能であり、Graph API等を用いて継続的にチェックすることを前提に、両方式を対象とすることを要件に追加いただけますでしょうか。</p>	幅広い製品選定と、要件の明確化のため。	検討の結果、原案のとおりとします。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
50	意見	02_別添資料1. 要件定義書	15	2	4	エホ) E	1	【資料上の記載】工 認証認可処理部の要件 前項における「継続的にチェック」とは、以下のように定める要件をみたすこととする 1) 項 C において、CAE により発生するイベントに応じて、アクセストークンが失効した場合、以下の目標以内に追従できること。 【意見】 継続的なチェックに関する要件については、CAEによるイベント検知に限定せず、トークンの失効や無効化に関する複数の条件を対象とすることで、一定の追従目標を満たすことを要件に追加いただけますでしょうか。	幅広い製品選定と、要件の明確化のため。	ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。
51	意見	02_別添資料1. 要件定義書	17	2	6	キ	2	【書類上の記載】設置にかかわる技術要件 キ 各拠点のフロアレイアウト等については閲覧資料を参照すること。また、今後、各拠点内のレイアウト等は変更される可能性があるため、APの設置位置、情報コンセント位置、ラック位置等については、移動の可能性を考慮して、数メートルのケーブル余長配慮や設置位置配慮をしなければならない。なお、拠点内の大規模なレイアウト等変更が発生する場合は、当庁と対応について協議を行うこと。 【意見】 「拠点内の大規模なレイアウト等変更が発生する場合は、デジタル庁と対応について協議を行うこと。」と記載がありますが、規模に問わず協議とするため、「大規模な」の文言の削除をご検討いただけますでしょうか。	規模の大きさに限らず事前に協議を行わせていただくことで、状況に応じた適切な対応を行うため。	記載のとおりとします。できる限り閲覧資料にて提示する予定ですが、レイアウト変更の対応については、計画的に実施できるよう協議いたします。
52	意見	03-1_別添資料1_別紙1_拠点一覧	-	-	-	-	4	【意見】 既存GW機器の接続先情報（設置フロア、接続先/F種別）の分かる資料を資料閲覧時にご提示いただけますでしょうか。	より詳細に内容を把握して積算に反映させるため。	別添資料1_別紙1_拠点一覧のQ列「既設GW拠点」、T列「メディアタイプ（正回線）」をご確認ください。
53	意見	03-1_別添資料1_別紙1_拠点一覧	-	-	-	-	4	【意見】 利用可能な分電盤位置、回路番号とともにご準備いただける電源容量の上限について、資料閲覧時にご提示いただけますでしょうか。	より詳細に内容を把握して積算に反映させるため。	閲覧資料として準備することは難しいので、契約後、現地調査にてご確認ください。
54	意見	03-1_別添資料1_別紙1_拠点一覧	-	-	-	-	4	【意見】 有線LANの位置について、資料閲覧時にご提示いただけますでしょうか。	より詳細に内容を把握して積算に反映させるため。	各拠点フロア毎に複合機・プリンタの大まかな位置を示した閲覧資料を準備しておりますのでご参照ください。
55	意見	04_別添資料2. SLA項目一覧	8	3	2	-	1	【書類上の記載】表 3 サービスレベル目標値 8 障害復旧時間 ネットワークシステム大規模障害 代替機交換による復旧時間：整備拠点 24時間 以内 【意見】 整備拠点の大規模障害復旧時間のSLAについて72時間以内に緩和していただけますでしょうか。	予備機保管拠点および予備機の集約化により保守費用の低減が見込まれるため。	ご指摘を踏まえ記載を修正しました。
56	質問	01_調達仕様書	3	1	5	-	1	【書類上の記載】1.5 作業スケジュール 図 2 個別システムのスケジュール内「接続作業・テスト」について 【質問】 実際の接続作業は本調達の範囲外の認識でよろしいでしょうか。また、テストはどのような内容を想定されておりますでしょうか。	調達範囲を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	個別システムとの接続に係るインタフェースの調整、設計を実施し、動作確認は個別システム側で実施する想定です。なお、テストとは通信の疎通を想定しております。詳細については、個別システム事業者と責任分界点を明確にし、対応することとなりますのでご留意ください。
57	質問	01_調達仕様書	3	1	5	-	1	【書類上の記載】1.5 作業スケジュール 図 2 LAN工事(LAN配線、AP設置、複合機・プリンタ接続等)について 【質問】 今回の調達範囲は複合機・プリンタへのLANケーブル配線であり、複合機・プリンタへのLANケーブル接続については、範囲外の認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	ご認識のとおりです。
58	質問	01_調達仕様書	16	6	4	イ	1	【書類上の記載】6.4 システム保守に係る提供サービス内容 イ システム保守に関する操作手順書（マニュアル）を作成し、管理者である当庁職員に対し教育・訓練を行うこと。また、必要に応じて財務省職員に対し現地保守作業対応の説明を行うこと。 【質問】 想定期間および回数、実施方法（対面/オンライン）をご教示いただけますでしょうか。	作業工数を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	本調達の進捗や品質の状況にもよりますので現時点においてお示しすることは困難です。
59	質問	01_調達仕様書	24	7	3	オ	1	【書類上の記載】7.3 作業の実施に当たっての遵守事項 オ 閲覧資料を確認のうえ、必要に応じて、受注者は工事前に石綿調査を実施すること。調査の結果、石綿がある拠点については、適切な対策を講じたうえで工事を実施すること 【質問】 現地調査を円滑に進めるために、事前に拠点ごとの石綿有無を把握したいと考えておりますが、貴庁より建築物石綿含有建材調査報告書及び建物の着工年数を閲覧資料として開示いただけますでしょうか。	作業工数を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	今般の整備対象となる各拠点において建築物石綿含有建材調査報告書はございません。なお、着工年については、「別添資料1_別紙1_拠点一覧」に追記いたします。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
60	質問	01_調達仕様書	27	7	6	ア(ト)	1	【書類上の記載】7.6 セキュリティに関する事項 ア(ト) 保守期間終了時の廃棄処理は本調達に含まれない。 【質問】撤去作業やデータ消去も含まれない認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	ご認識のとおりです。
61	質問	02_別添資料1. 要件定義書	10	2	4	イ(イ)	2	【書類上の記載】2.4 省内ネットワークシステム イ(イ) 受注者が設計を行う場合(項番(イ)が該当)で、中規模拠点・大規模拠点においては、APの単一障害や保守作業(機器の輪番アップデート)などにおいても、実効帯域の低下は受容するが、エリアの欠損が発生しないように設計し、積算すること。 【質問】「エリア」の定義は「執務室等職員がGSS端末を使用して業務を遂行する場所」という認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	ご認識のとおりです。
62	質問	02_別添資料1. 要件定義書	10	2	4	イ AP及びWLC部の技術要件(ク)	2	【書類上の記載】2.4 省内ネットワークシステム イ(ク) APは、標準APと高性能APの2種を定め、標準APでの整備を必須とし、利用密度が高いエリア等においては、高性能APの提案を推奨する。 【質問】「利用密度が高い」と判断される基準についてご教示いただけますでしょうか。	「利用密度」の定義について明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	閲覧資料をご確認いただきご判断ください。
63	質問	02_別添資料1. 要件定義書	12	2	4	ウ(イ)	2	【書類上の記載】2.4 省内ネットワークシステム ウ GSS-NW拠点GW機器の整備拠点における基幹部と拠点GW機器間の接続構成要件は以下の通り A(大規模拠点)：25Gbase-LR以上かつ冗長構成にて接続すること。なお、当庁は、拠点GW機器において、拠点GW機器からの25Gbase-LR以上を接続するためのモジュールを整備する。 B(中規模拠点)：10Gbase-LR以上かつ冗長構成にて接続すること。当庁は、拠点GW機器において、拠点GW機器からの10Gbase-LR以上を接続するためのモジュールを整備する。 C(小規模拠点)：1GBase-LX以上を2回線又は1GBase-LX以上とLTE回線の冗長接続で接続すること。当庁は、当庁機器において、2回線分のポートを提供する。具体的な回線種別及び接続方法については、当庁と相談の上、決定すること。 【意見】Cにおける貴庁の機器に接続するモジュールの用意及び接続は貴庁にて実施いただく認識でおります。上記モジュールは調達物品に含まれないため、弊社保守範囲外の認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にしたいため。	モジュールの整備は、本調達の範囲外となりますが、モジュールへの接続は本調達の対象となります。
64	質問	02_別添資料1. 要件定義書	15	2	4	エ(ホ) F	2	【書類上の記載】2.4 省内ネットワークシステム エ(ホ) F 省内ネットワークに接続する端末を一元的に監視、トラブルシュート、レポートングを提供可能なシステムを提供すること。 【質問】「省内ネットワークに接続する端末を一元的に監視、トラブルシュート、レポートングを提供可能なシステム」はISMAP認定クラウド上に構築してもよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	ご提案によることとします。なお、ご提案にあたっては、常態的な管理・監視が望まれるサービスをクラウド上に構築する際のリスク評価及び対策を十分にお示しください。
65	質問	02_別添資料1. 要件定義書	16	2	5	ア	2	【書類上の記載】2.5 統合管理監視システム ア 受注者は、本調達において導入した機器について、構成管理、稼働監視等を一元的にGSSDCから実施できる統合管理監視システムを提供すること。統合管理監視システムに求める要件は、以下の通り。 【質問】統合管理監視システムにおける各種ログ等の保存期間をご教示いただけますでしょうか。また、バックアップ頻度、世代、バックアップ先(遠隔地、オフライン等)の要件をご教示いただけますでしょうか。	要件を明確にすることで、適切な機器の提供が可能となるため。	契約期間中の運用に支障のないご提案をお願いいたします。
66	質問	02_別添資料1. 要件定義書	17	2	6	-	2	【書類上の記載】2.6 設置にかかわる技術要件 本要件は、機器などやケーブル施工上の要件を定める。 【質問】 ・機器設置に必要な電源はご提供いただけるという認識でよろしいでしょうか。 ・電源は原則100Vの前提という認識でよろしいでしょうか。 ・電源工事は不要という認識でよろしいでしょうか。 ・電源冗長等が必要な場合には別途、ご提供、ご指示頂けるという認識でよろしいでしょうか。 ・その他電源にかかわる提供条件(電源系統数、コンセント口数等)をご教示いただけますでしょうか。	要件を明確にすることで、適切な設計および体制を提案するため。	要件定義書「4.3 設備現状や工事など」に記載のとおりです。
67	質問	02_別添資料1. 要件定義書	17	2	6	ア	2	【書類上の記載】2.6 設置にかかわる技術要件 ア 有線LAN部を構成する機器を収容するために、すべての拠点において原則、新たにラックを設置する必要がある。 【質問】「原則」とありますが、財務省本庁舎も含まれますでしょうか。財務省本庁舎については、既設ラックが設置されていると想定されることから、コスト低減の観点から既設ラックを流用させていただくことは可能でしょうか。その場合、拠点一覧に情報(フロア・ラック数・使用可能ユニット数)をご記載いただけますでしょうか。	既存設備を利用することで、費用低減が見込まれるため。	コアスイッチの設置が想定されるサーバールームの既設ラックには、42U×8ラック程度のスペースがございますが、フロアスイッチやエッジスイッチの設置が想定される各階フロアの既設ラックに空きスペースはございません。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
68	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	17	2	6	ク	2	【書類上の記載】設置にかかわる技術要件 受注者は、Wi-FiのAPにおいて、UTPケーブルの配架工事を含め、Wi-Fiでのアクセスを必要とする各執務室・会議室等に取り付け、設置場所において、端末等が、Wi-Fiにて業務を進める上で必要な品質を提供できていることを確認しなければならない。その確認手段は、受注者が整備する機器群の機能性などを考慮した上で手法を提案すること。 【質問】 品質確認の際に「2.7その他」記載の「(ア) Microsoft 365 E5 ライセンスをもって、Intune MDM 管理下にある Windows 11 PC」(GSS端末と理解)を必要な台数貸与いただけますでしょうか。	要件を正しく理解し、必要な設計、体制を提案するため。	当庁と協議のうえ、3台程度貸与する予定です。
69	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	20	3	3	-	2	【書類上の記載】3.3 保守範囲 保守範囲は、本調達において受注者が納入する機器及びこれらを接続する部材(物理ケーブル含む)等、システムを構成する全ての物品を対象とする。 【質問】 「部材」について、以下の事項は他責事項として保守範囲外の認識でよろしいでしょうか。 ①天災、火災、盗難、故意または過失による損傷 ②第三者による不適切な取り扱いや改造、損傷 ③契約者以外の者による修理や改造 ④LANケーブルの敷設工事や新規設置	調達範囲を明確にすることで、費用低減が見込まれるため。	本調達により納品したのものに関しては、不可抗力である場合を除く通常の利用において、運用期間中は保守対象となる認識となります。
70	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	20	3	3	-	2	【書類上の記載】3.3 保守範囲 保守範囲は、本調達において受注者が納入する機器及びこれらを接続する部材(物理ケーブル含む)等、システムを構成する全ての物品を対象とする。 【質問】 物理ケーブルに関して、全国規模であることや、障害のほとんどが他責であることから、SLA対象外の認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	本調達により納品したのものに関しては、不可抗力である場合を除く通常の利用において、運用期間中はSLA対象となる認識となります。
71	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	22	4	4	-	2	【書類上の記載】4.4 習熟・運用支援 受注者は、質問などの当庁が運用・検証を必要とする上で必要となる支援業務として、納入日から一か月あたり8人日、1年相当、当庁が運用業務を実施する上で必要な作業(例：設定変更、機器追加時の検証など、技術スキルを要する作業を対象とする)が実施可能な体制を提供すること。なお、エンジニアの作業はリモートで実施することも可能とする。 【質問】 支援対象作業において、緊急対応(例：即日対応)の要否を確認させていただきますでしょうか。	調達範囲を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	ご提案によることとします。
72	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	22	4	4	-	2	【書類上の記載】4.4 習熟・運用支援 受注者は、質問などの当庁が運用・検証を必要とする上で必要となる支援業務として、納入日から一か月あたり8人日、1年相当、当庁が運用業務を実施する上で必要な作業(例：設定変更、機器追加時の検証など、技術スキルを要する作業を対象とする)が実施可能な体制を提供すること。なお、エンジニアの作業はリモートで実施することも可能とする。 【質問】 「納入日」とはGSS運用事業者様による運用が開始する日のことを指している認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	ご認識のとおりです。
73	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	22	4	3	-	2	【書類上の記載】4.3 設備現状や工事など 什器設置や電源、ケーブルの増設や改修(コア抜き・防火壁への穴開け等)が必要となる場合は、これを費用に含むこととし、その内容を事前に当庁と協議したうえで実施すること。なお、電源設備の増設や改修に当たっては、当該拠点の指定事業者等に作業を再委託する必要がある可能性等に留意し、予め当庁と協議の上、実施方法及び実施主体を決定・整理した上で、その他の増設・改修分を含め、その内容を示すこと。 また、設置場所に入室や既存設備などとの接続、取り付けなどに必要となる調整については、当庁がその責を負う。現地調査や情報開示を希望する場合は、当庁に問い合わせること。 【質問】 1)有線LAN部を構成する機器は拠点によって、共用スペース(執務室やサーバ室・EPS室・MDF室等)に設置するケースがあると理解しております。この場合、他部署との調整や電源使用可否の判断が必要となる認識ですが、貴庁にて電源確保の対応及び電源設備を提供いただける認識でよろしいでしょうか。 2)指定事業者等に作業を再委託する必要がある可能性があるとのことですが、事前に指定事業者について情報提供いただけますでしょうか。	調達範囲を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	設置位置、立入調整については当庁で対応します。また、指定事業者については当庁から情報提供しますので、日程・作業調整については受注者により対応してください。
74	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	24	4	(付録A)	オ(イ)	2	【書類上の記載】オ 当庁データセンター(GSSDC)について 利用可能な電力の上限は、合計4kVAまでである。なお、4kVAを超える場合は、1次系からの電力工事が必要となるため、現地調査を行い実現可能な提案を行うこと。 (中略) ラックでの消費電力は、4kVA以下でなければならない。この電力を超える場合は、当該DCの利用はできない点に留意すること。 【質問】 1つ目の記載では4kVA超過に対して追加工事により利用できる余地がある旨の記述に対し、2つ目の記載では4kVA超過に対して利用不可である旨の記述となっております。1つ目の記載「追加工事により利用」が正しい認識でよろしいでしょうか。	要件を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。
75	質問	O3-1_別添資料1_別紙1_拠点一覧	-	-	-	-	2	【質問】 拠点一覧上の想定回線「ダークファイバ」は、要件定義書2.技術要件「2.2 拠点とGSSDCを接続するネットワークについて」アからオの5つのサービスのうちどのサービスに該当するか、ご教示いただけますでしょうか。	要件を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	「エ 霞が関地域やGSSDCに整備されているGSSファブリックサービス」が該当します。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
76	質問	03-1_別添資料1_別紙1_拠点一覧	-	-	-	-	2	【質問】 現地作業において、穴あけや作業時間などに条件がある場合には、拠点一覧に情報をご記載いただけますでしょうか。	作業工数を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	穴あけや作業時間について、各拠点で個別の条件はございません。ただし、原則として、穴あけについては、現地調査においてその必要性について現地担当者の意見を踏まえ実施を検討してください。また、騒音を伴う作業については、業務実施時間中（平日9:00～18:45）の実施は避けてください。同時間帯以外の場合でも、原則、各拠点と事前協議し承認を得たうえで実施してください。
77	質問	03-1_別添資料1_別紙1_拠点一覧	-	-	-	-	2	【質問】 「拠点番号3・国会連絡室」の拠点タイプが未記載のため、ご記載いただけますでしょうか。	要件を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	ご指摘を踏まえ記載いたしました。
78	質問	04_別添資料2. SLA項目一覧	8	3	2	-	2	【書類上の記載】 表3 サービスレベル目標値 8.ネットワークシステム大規模障害 目標値：1時間以内 【質問】 大規模障害の定義は「提供されるべきサービスが機能不全となる障害」となることから、基幹DC間冗長によるサービス継続がされる場合、本項目には抵触しない認識でよろしいでしょうか。	要件を明確にすることで、適切な積算が可能となるため。	ご指摘を踏まえ記載を修正しました。
79	意見	02_別添資料1. 要件定義書	15	2	4	エホ)C	1	【資料上の記載】 EntraIDにて認証したユーザーに対して発行されたトークンを GraphAPI 等にて継続的アクセス評価 (以下 CAE とする) し、トークンの失効が生じた場合は、ユーザーに紐づく端末に対して、IPv4 及び IPv6 アクセス制御の実施、及び、AP が有線 LAN (レイヤー2) へのブリッジ先VLAN 番号の変更を実施できること。 【意見】 先の「トークンの失効を確認する」ことは推奨要件に変更していただけないでしょうか？もしくは、以下の文言を要件緩和文言として追加いただけないでしょうか。 「先の「トークンの失効を確認する」方式を提案できない場合は、マイクロソフト社が示すトークンの無効4要件 およびリフレッシュトークンを GraphAPI等にて継続的にチェックし、4要件の何れかあるいはリフレッシュトークンが失効した場合、同様の通信制御をおこなうこと。」	マイクロソフト社EntraIDのCAE機能と連動して、ネットワークの認可を変更できる製品は非常に限定的となり、応札可能な製品が限定されます。幅広い製品選定を可能とするため、本仕様緩和をお願いいたします。	ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。
80	意見	02_別添資料1. 要件定義書	15	2	4	エホ)E	1	【資料上の記載】 前項における「継続的にチェック」とは、以下のように定める要件をみだすこととする 1) 項Cにおいて、CAEにより発生するイベントに応じて、アクセストークンが失効した場合、以下の目標以内に追従できること。 【意見】 本要件については推奨要件に変更していただけないでしょうか？もしくは、以下の文言に修正いただけないでしょうか。 「1) 項Cにおいて、CAEにより発生するイベントに応じて、アクセストークンが失効した場合、以下の目標以内に追従できること。当該トークンの失効を確認できない場合は、トークンの無効4要件、リフレッシュトークン失効のいずれかを検出した場合、以下の目標以内に追従できること。」	15.2.4.エホの「トークンの失効を確認する」にて別途意見させていただいております意見をご採用いただける場合は、本要件についても変更をお願いいたします。	ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。
81	意見	02_別添資料1. 要件定義書	5	2	3	ウ(ウ)G	2	【資料上の記載】 オーバーレイ集約機器 (又は相互接続集約ネットワーク機器) は、GSS-NWのL3接続において、ダイナミックルーティングプロトコルBGP (IPv6/IPv4) を使用し、経路情報の交換を行うこと。 【意見】 基幹部は、「IPv4/IPv6に対応したOSPF及びBGPルーティング規格に対応すること」が要求されております。オーバーレイ集約機器 (又は相互接続集約ネットワーク機器) についても、同じプロトコルに対応している必要があると考えますので、以下の文章に変更をお願いできませんでしょうか。 「オーバーレイ集約機器 (又は相互接続集約ネットワーク機器) は、GSS-NWのL3接続において、ダイナミックルーティングプロトコルBGP (IPv6/IPv4) 又はOSPF (IPv6/IPv4) を使用し、経路情報の交換を行うこと。」	幅広い導入形態に対応できるように	ご指摘を踏まえ記載を修正しました。
82	意見	02_別添資料1. 要件定義書	9	2	3	個別意見招請	4	【資料上の記載】 【個別意見招請】 職員数が極端に少ない拠点のWAN構成 (オーバーレイ) について、構築費用及び保守費用の観点でどちらが優位であるか、理由と共にご意見をいただきたい。 案1：他拠点と同じSD-WAN機器で統一して構成する。 案2：少人数拠点用に、例えばIPsecルータなど安価な機器を用意して構成する。 【意見】 「案1：他拠点と同じSD-WAN機器で統一して構成する。」が優位と考えております。	他拠点がSD-WAN機器で構成されるため、拠点同士もしくは集約拠点との接続は同じSD-WAN機器で接続すべきであり、SD-WAN機器に統一することにより以下のようなメリットがございます。 ・機器設定の統一化が図れる ・煩雑な設定追加なしで拠点間の接続が可能となる ・設定変更及びトラブルシューティングが容易となる ・SD-WANとして一元的な管理ができる 結果として構築費用と保守費用の観点でもコスト削減のメリットがあると想定しております。	ご意見を踏まえ、案1で対応いたします。
83	質問	02_別添資料1. 要件定義書	15	2	4	エホ)C	1	【資料上の記載】 EntraIDにて認証したユーザーに対して発行されたトークンを GraphAPI 等にて継続的アクセス評価 (以下 CAE とする) し、トークンの失効が生じた場合は、ユーザーに紐づく端末に対して、IPv4 及び IPv6 アクセス制御の実施、及び、AP が有線 LAN (レイヤー2) へのブリッジ先VLAN 番号の変更を実施できること。 【質問】 継続的アクセス評価とは、MS CAEによる動作のみではなくGraphAPI等を利用した他の手法であっても問題はないでしょうか？	要件を正しく理解したいため	現状のEntraIDにおいては、SSEが公開されていないため、GraphAPIなどにて、APIを利用したトークンの有効性を確認する方法に頼るものと認識しており、このような記載としております。そのほかの手法がある場合は、トークンの失効を確実に確認できる仕組みをご提案いただく必要がある認識です。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
84	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	5	2	3	イ(工)	1	【資料上の記載】 拠点において全国網サービスやモバイルサービスの設備上サービスが供されない又は、供されたとて帯域や信頼性に問題がある場合、テレストリアルリンクより遅延の大きいLEO衛星インターネットやIPVPNベースによるMTU制限の生じた回線等の代替サービスを利用する可能性がある。したがって、オーバーレイ集約機器及びオーバーレイ拠点機器は、遅延やジッタ、低MTU環境であっても動作することを想定すること。 【質問】 低MTUとは具体的に何bytesでしようか？	要件を正しく理解したいため	状況にもよりますが、1,500バイト未満で考え下さい。
85	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	5	2	3	イ(工)	3	【記載】 'オーバーレイ集約機器及びオーバーレイ拠点機器は、遅延やジッタ、低 MTU 環境であっても動作することを想定すること 【意見】 回線環境に依存されるため、「オーバーレイ集約機器及びオーバーレイ拠点機器は、遅延やジッタ、低 MTU 環境の場合は、対応方法を協議とする」に修正検討をお願いします。	回線環境に依存となるため	検討の結果、原案のとおりとします。
86	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	8	2	3	オ(工)	3	【記載】 'アンダーレイ側の MTU に応じて、オーバーレイ側の TCP 通信について、MSS コントロールやパスMTU ディスカバリ等を機器において制御することによりオーバーレイ上の通信性能の低下やフラグメント発生を抑制する機能を有すること 【意見】 小規模拠点に構成する機器としてはオーバスペックの機器となるため、「アンダーレイ側の MTU に応じて、オーバーレイ側の TCP 通信について、MSS コントロールやパス MTU ディスカバリ等を機器において制御することによりオーバーレイ上の通信性能の低下やフラグメント発生を抑制する機能を有することを推奨とする」に修正検討をお願いします。	小規模拠点にはオーバスペック機器構成となるため	検討の結果、原案のとおりとします。
87	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	8	2	3	オ(キ)	3	【記載】 アプリケーションごとに優先順位付けを設定できる機能を有することを推奨する 【意見】 小規模拠点に構成する機器としてはオーバスペックの機器となるため、仕様の削除もしくは「アプリケーションごとに優先順位付けを設定できる機能を有することを任意とする」に修正検討をお願いします	小規模拠点にはオーバスペック機器構成となるため	検討の結果、原案のとおりとします。
88	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	9	2	3	オ(ク)	3	【記載】 '総帯域幅の可用性を計算した上で動的にアプリケーションごとに帯域幅を制限できる機能を有することを推奨する 【意見】 小規模拠点に構成する機器としてはオーバスペックの機器となるため、仕様の削除もしくは「総帯域幅の可用性を計算した上で動的にアプリケーションごとに帯域幅を制限できる機能を有することを任意とする」に修正検討をお願いします	小規模拠点にはオーバスペック機器構成となるため	検討の結果、原案のとおりとします。
89	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	9	2	3	個別意見招請	4	【個別意見招請】 '案1:他拠点と同じ SD-WAN 機器で統一して構成する。	拠点の利用者数から高価な構成となります 但し、個別システムが多く業務が複雑且つ頻繁に変更があるならばSD-WAN構成を推奨とします	ご意見を踏まえ、案1で対応いたします。
90	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	9	2	3	個別意見招請	4	【個別意見招請】 '案2:少人数拠点用に、例えば IPsec ルータなど安価な機器を用意して構成する。	拠点の利用者数から妥当な構成となります。 但し、要件定義書に記載の仕様書要件は満たせません(仕様書から要件削除が必須になります)また、機器構成に統一性が無くなるため運用管理が個別管理となります、合わせて個別システム等への柔軟な対応に提案機器の機能制限の影響を受けます	ご意見を踏まえ、案1で対応いたします。
91	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	11	2	4	イ 標準AP要件 (キ)	3	【記載】 ここまで示した本標準 AP 要件をすべて満たしかつ、以下に示す消費電力において動作すること。AP の消費電力は、最大 21W 以下とすること。最大 14W 以下の消費電力で動作することを推奨する。なお、消費電力値については、公開されているプロダクトデータシートに記載されていなければならない 【意見】 公開されているプロダクトデータシートに記載をメーカー発行の証明書に修正検討をお願いします	公開されているプロダクトデータシートは公表値となるため、メーカー発行の証明書の代替検討よろしく願いいたします	検討の結果、原案のとおりとします。
92	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	11	2	4	イ 高性能AP要件 (キ)	3	【記載】 'ここまで示した本高性能 AP 要件を全て満たしかつ、以下に示す消費電力において動作することAP の消費電力は、最大 25.5W 以下とすること 【意見】 性能証明するために、プロダクトデータシートまたは、メーカー発行の証明書にて機能証明する事の修正検討をお願いします	プロダクトデータシートまたはメーカー発行の証明書にて機能証明の検討よろしく願いいたします	ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。
93	意見	O2_別添資料1. 要件定義書	16	2	5	イ(工)	3	【記載】 '統合管理監視システムは管理対象の機器との接続において、IPv6/IPv4 双方に対応すること。IPv6 での接続においては、IPv6 のみでの動作が可能で、制御信号等で IPv4 での接続などを補助的に必要としないこと。 【意見】 「IPv6 での接続においては、IPv6 のみでの動作が可能で、制御信号等で IPv4 での接続などを補助的に必要としないこと」の削除か推奨とするに修正検討をお願いします	IPv6/IPv4双方で補完しえるように仕様の検討よろしく願いいたします	ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
94	意見	02_別添資料1. 要件定義書	16	2	5	イ(ケ)A	3	<p>【記載】 ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データは、JSON形式のデータとして、当庁からの要求に応じリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。また、当庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS統合監視システムに自動で連携すること。なお、GSS統合監視システム及びツールの詳細については閲覧資料にて提示する</p> <p>【意見】 「当庁からの要求に応じリアルタイムでエクスポートできるように構成すること」を当庁からの要求に応じエクスポートできるように構成する」に修正検討よろしく願いいたします</p>	JSON形式のデータ形成が必要なため、要求に応じてエクスポートの検討よろしく願いいたします	ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。
95	意見	02_別添資料1. 要件定義書	17	2	6	エ	2	<p>【記載】 設置されるロックは、当庁が許可する場合を除き、施錠可能なロックとすること。また、施錠に使用する鍵の複製には当庁の承認が必要であること。かつ親子カギ形式（親カギを用いて、子カギの施錠を開錠できること）に対応すること</p> <p>【意見】 施錠可能ロックの鍵は別々の鍵として親子カギ形式（親カギを用いて、子カギの施錠を開錠できること）の記載削除を検討お願いします。</p>	ロック毎の鍵管理の検討よろしく願いいたします	検討の結果、原案のとおりとします。
96	質問	02_別添資料1. 要件定義書	14	2	4	エ(ホ)E	1	<p>【要件定義書上の記載】 受注者は、デジタル庁が全省庁をシングルテナントで収容するEntraIDにて運用していることを前提とし、Graph APIによるスロットリング制限発生時においても、運用影響を受けないようにする仕組みを提案すること。</p> <p>【質問】 運用影響を受けないようにする仕組みとは、スロットリング制限発生時において、端末の状況変化は検知できないため検知できるまで現状動作を継続することにより運用影響がないとする理解でよいでしょうか？</p>	調達仕様確認のため。	ご指摘を踏まえ、より明確な記載に修正いたします。
97	質問	02_別添資料1. 要件定義書	18	2	7	ア	1	<p>【要件定義書上の記載】 認証認可処理部の必須要件を動作実証映像として取りまとめ提案書とともに提出すること</p> <p>【質問】 動作実証映像は以下の技術要件を示す内容を提出するという理解でよいでしょうか？</p> <p>ホ) 技術要件は以下のとおりである。 A EAP-TLS等におけるクライアントの電子証明書に付帯する失効確認ができること。当庁では、SCEP方式を使用したSCEPmanサービスにて電子証明書発行管理をおこなうため、EAP-TLSにおけるSECPmanが発行するクライアント証明書の失効確認プロセスにおいて、SECPmanが提供するOCSP方式による証明書失効を確認できなければならない。 B 接続（利用中）中の認証済みホスト機器に対して、接続中止（遮断）を手動で適用できること。 C EntraIDにて認証したユーザーに対して発行されたトークンをGraph API等にて継続的アクセス評価1（以下CAEとする）し、トークンの失効が生じた場合は、ユーザーに紐づく端末に対して、IPv4及びIPv6アクセス制御の実施、及び、APが有線LAN（レイヤー2）へのブリッジ先VLAN番号の変更を実施できること。 D 接続中のデバイスに紐づくIntune Device IDによるコンプライアンス準拠をGraph APIやNAC API等にて継続的にチェックし、非準拠・準拠の状況に応じて、IPv4及びIPv6アクセス制御の実施、及びAPが有線LAN（レイヤー2）へのブリッジ先VLAN番号の変更を実施できること。 E 前項における「継続的にチェック」とは、以下のように定める要件をみだすこととする 1) 項Cにおいて、CAEにより発生するイベントに応じて、アクセストークンが失効した場合、以下の目標以内に追従できること。5分以内（推奨）15分以内（必須） 2) 項Dにおいて、コンプライアンス準拠確認の間隔の目標値は以下の通りとする。特定の区間： 項番 5分以内（推奨）15分以内（必須） なお、上記時間はチェックの時間であり、VLAN変更等の時間は含まない。受注者は、当庁が全省庁をシングルテナントで収容するEntraIDにて運用していることを前提とし、Graph APIによるスロットリング制限発生時においても、運用影響を軽減する仕組みを提案すること。 F 省内ネットワークに接続する端末を一元的に監視、トラブルシュート、レポートングを提供可能なシステムを提供すること。</p>	調達仕様確認のため。 別添資料9が無く動作実証映像の提出内容が不明確であるため	別添資料9. 提案書作成要領に詳細を記載しますのでご確認ください。
98	質問	02_別添資料1. 要件定義書	16	2	5	イ(ウ)	1	<p>【要件定義書上の記載】 統合管理監視システムは、個別のシステムとして GSSDC もしくは、GSSDC と閉域接続されている ISMAP 認定クラウド上に構築され、当該システムは外部サービスとの接続を必要としないこと。</p> <p>【質問】 GSSDCと閉域接続されている ISMAP 認定クラウド上に新規構築できますでしょうか</p>	調達仕様を明確にするため	ご認識のとおりです。なお、ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。
99	質問	02_別添資料1. 要件定義書	16	2	5	イ(ウ)	1	<p>【要件定義書上の記載】 統合管理監視システムは、個別のシステムとして GSSDC もしくは、GSSDC と閉域接続されている ISMAP 認定クラウド上に構築され、当該システムは外部サービスとの接続を必要としないこと。</p> <p>【質問】 GSSDCと閉域接続されている ISMAP 認定クラウド上に新規構築できる場合の費用負担（回線費用及びシステムリソース費用等）は受注者になるかと思いますが ISMAP 認定クラウドのサービス提供費用を明示いただけますでしょうか</p>	調達仕様を明確にするため	各CSP事業者にお問い合わせください。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
100	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	24	4	(付録A)	オ(イ)	1	<p>【要件定義書の記載】'(イ) TYO8 における利用可能な空間・電源・空調要件は、以下の通りである。</p> <p>A 電源 : 交流 50Hz 100V/30A (NEMA L5-30A) および、交流 50Hz 200V/30A (NEMA L6-30A) をそれぞれ2系統にて提供するが、利用可能な電力の上限は、合計 4kVA までである。なお、4kVA を超える場合は、1次系からの電力工事が必要となるため、現地調査を行い実現可能な提案を行うこと</p> <p>【質問】 上記記載から4kVAを超える場合は1次系工事を行うことで増設できるものと思いますが、P25に「この電力を超える場合は、当該 DC の利用はできない点に留意すること。」の記載がございます。どちらになりますでしょうか</p>	<p>調達仕様を明確にするため 4kVAを超える場合は1次系からの工事に対応できる一方で 4KVA以上は利用できないの記載あったため</p>	<p>ご指摘を踏まえ記載を修正いたします。</p>
101	質問	O2_別添資料1. 要件定義書	24	4	(付録A)	オ(イ)	1	<p>【要件定義書の記載】'(イ) TYO8 における利用可能な空間・電源・空調要件は、以下の通りである。</p> <p>A 電源 : 交流 50Hz 100V/30A (NEMA L5-30A) および、交流 50Hz 200V/30A (NEMA L6-30A) をそれぞれ2系統にて提供するが、利用可能な電力の上限は、合計 4kVA までである。なお、4kVA を超える場合は、1次系からの電力工事が必要となるため、現地調査を行い実現可能な提案を行うこと。</p> <p>B 空間 : 19 インチラック 38U 空間、奥行き 1000mm ケージナット仕様 C ラック間側面板 あり・取外し不可 / 通線口 なし、 D ラック天板 通線口 なし E ラック底板 通線口 前・後 2 か所 F 空調 : 前吸気後ろ排気想定、当庁が供する電源を通信機器等において消費した場合における発熱を回収できるに十分な空調 G 許容荷重 600k</p> <p>【質問】 ラックは何基利用できますでしょうか</p>	<p>調達仕様を明確にするため</p>	<p>最大2基です。</p>